〇総務省告示第五百十七号

成六年郵政省告示第四百五号 電波法施行規則 (昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第十三条第一項の規定に基づき、 (簡易無線局の周波数及び空中線電力を定める等の件) の一部を次のよ 平

うに改正する。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣 川端 達夫

第六項を次のように改める。

							六
波数であって、九二〇・七Mkに一〇〇kkの整数倍を加えた中心周波数が、九二〇・七Mk以上九二三・三Mk以下の周	□ 占有周波数帯幅が二○○㎞を超え四○○㎞以下のもの	もの	波数であって、九二〇・六HLに一〇〇HLの整数倍を加えた	中心周波数が、九二〇・六M以上九二三・四M以下の周	○ 占有周波数帯幅が二〇○H以下のもの	周波数	九二〇・五M以上九二三・五M以下の周波数の電波を使用する
					〇・二五ワット	空中線電力	る簡易無線局